

第7章 流通・小売業

1. 卸売業

2021年の中国の実質GDP成長率は8.1%と、2020年(2.3%)より大幅に上昇し、2019年(6.0%)も上回った。第4四半期は、「動態的なゼロコロナ」政策や石炭高騰に伴う電力供給不足等により、少々減速した。社会消費品小売総額は通年では前年比12.5%増となった。消費券発行といった需要促進の政策等もあり、GDP成長率の主要なけん引力である国内消費が拡大した。最終消費支出の対GDP寄与度は5.3ポイントと、2018年、2019年をも上回った。

2021年3月に発表された第14次5カ年規画では、国内循環を主体とした、国内・国際の2つの循環の相互促進を意味する「双循環」のコンセプトが改めて示され、さらなる内需の拡大が見込まれる。

表:GDPおよび社会消費品小売総額の推移

暦年	2018年	2019年	2020年	2021年
実質GDP成長率(%)	6.7	6.0	2.3	8.1
最終消費支出の寄与度(ポイント)	4.3	3.5	△0.5	5.3
総固定資本形成の寄与度(ポイント)	2.9	1.7	2.2	1.1
純輸出の寄与度(ポイント)	△0.5	0.8	0.6	1.7
社会消費品小売総額(兆元)	37.8	40.8	39.2	44.1
前年比伸び率(%)	8.8	8.0	△3.9	12.5

出所:国家統計局

中国の卸売業界の歴史を振り返ると、1978年の改革開放以前は、1級卸(中央の部局・専業公司)、2級卸(省レベルの専業公司)、3級卸(市・県レベルの専業公司)の3段階に分かれ、地域別・商品別に国家が管理する配給システムが整備されていた。一方、改革開放以後は、3段階システムを担った国有卸売企業の統廃合や私営企業の新規参入などが進んだ。さらに1990年代後半には「外商投資商業企業試点弁法」により、条件付きながら外資の参入が認められるようになった。

中国のWTO加盟から3年後の2004年6月に「外商投資商業分野管理弁法」(商務部令「2004」第8号)が施行され、外資参入が原則自由になると、業界を取り巻く環境は大きく変化した。卸売企業の代表的な機能には、①物流機能(在庫・配送)、②金融機能(資金負担・与信管理)、③市場分析・予測、販路開拓などの情報機能がある。これまでのところ、メーカーの販売代理権を得て地域に特化した販売網を持つ形態が多い。流通事業者においては、ここ十数年来の取扱

商品の規模や幅の拡大、運営効率化ニーズの高まりなどに加え、ここ数年、ECや新小売への対応、ECのB2B浸食への対応、流通を介さないC2Mなど新たな対処すべき課題が出てきており、ビジネスモデルの再検討・再構築が必要となっている。

卸売業の展望

中国の2021年の名目GDPは114兆3670億元と、2020年に続き100兆元の大台を超えた。2021年の輸出依存度(=輸出/GDP)は19.0%と低水準を維持しており、「双循環」のうち、国内の循環、つまり内需型への転換が進んでいることが分かる。中国政府は、内需の拡大において消費の役割を強化させる方針の下、各政府部門や地方政府に対し、消費の高度化と底上げに向けた支援を強めるよう指示している。こうした支援には、ECプラットフォームの健全化や医療・物流などのネットワークインフラの改善促進、消費者の権利・利益を侵害する各種行為に対する訴訟・紛争処理の強化・迅速化、マークアップ企業・ブランド企業・外資などの育成・導入による商品・サービス供給の高度化や、医療・介護・教育・文化・スポーツ関連など社会サービス供給拡大などが含まれる。

2021年1月31日には中国共産党中央と国務院が「高標準市場システム建設の行動方案」を通知した。1) 製品・サービスに関する企業からの情報公開制度や商品認証制度などの改善、ブランド・商標保護の強化、オンライン・オフラインが融合した商品開発モデル基地の育成などといった、商品・サービスを開発・供給する企業の健全化・育成、2) 消費者保護強化のための公益訴訟制度の改善、集団訴訟制度の導入検討、少額消費の争議プロセス簡略化といった、消費者保護の強化、3) 交通インフラの相互接続の改善、スマート商店、スマート商店街などの実験推進といった商業基盤の強化、4) プラットフォーム企業の健全化・教育・医療・宅配などのネットワークインフラのアップグレードといったEC環境の公平化・健全化、5) 高度な対外開放の実施、などを示した。中国の消費高度化のための所得環境やネットワーク、エコシステムは整備が進んできたが、商品・サービスを提供・仲介する企業の質を担保する基盤・制度・信用がなお不十分であり、市場の一段の健全化、特にプラットフォーム企業による競争の阻害阻止、金融を含めた経済全体へのリスクの予防が試みられた。卸売業界は、新たな成長の機会として、市場の拡大とレベルアップへの対応が求められている。

また「双循環」のうち、海外との循環については、貿易の多角化と促進を目指す方針を示している。2022年1月1日に

は、加盟国に日本、中国を含む、地域的な包括的経済連携（RCEP）協定が発効した。中国は環太平洋パートナーシップに関する包括的および先進的な協定（CPTPP、TPP11）にも加入申請をしており、これらの経済連携協定を契機に、今後いっそう透明性の高い、自由な事業環境整備に向かうことを期待する。

卸売業の問題点

日系企業として直面している問題点について、以下に触れたい。

業界管理

流通業界全体の健全な発展のためには、メーカー、卸売・流通業者、小売業者が相互に協力しあい、サプライチェーンを強化していく必要がある。しかしながら、違法行為者による信用性失墜やコンプライアンス遵守の妨害となる事例、取引条件における公平性の欠如と見られる事例が継続して生じている。公正かつ公平でオープンな市場を形成し、また一方で同業界に携わる業者が安心・安全な取引を継続的に行える業界秩序を守っていくことが肝要である。

政策支援

消費者の嗜好の多様化、安心・安全への意識の高まりなど、消費者ニーズの変化には流通業界としてきめ細かく対応していくなければならない。またネット販売事業が一般化した環境下、小売業のみならず卸売業もそれに対応していく必要がある。業界状況を詳細かつ正確に把握するための公的統計指標やそれらを公開していくシステムなど、ソフト面での公的支援が不足している。また、低温物流体制の構築と普及、資源面での無駄の排除、統一した流通規範の整備、環境保護面での指導は政策として継続支援していくことが必要である。

許認可

経営範囲や通行証などの許認可においては、これまで手続の遅さ、地域や窓口担当者による対応の差異を問題点として挙げており、引き続き手続の短縮に向けた改善、並びに許認可の公平性・透明性を求めたい。

＜建議＞

①経営範囲拡大手続の改善

取扱品目の拡充は、卸売業者にとって不可欠であり、かつバリューチェーンの強化にも寄与するものである。当局は、2018年より証照分離改革を推進しており、審査や行政許認可の簡素化、簡略化を進めている（「国務院 全国における証照分離改革推進に関する通知」（2018年10月公布））。また、2021年には証照分離改革を一層進める旨の通知があり、市場参入規制のさらなる緩和が進んでいる（「国務院 証照分離改革の深化による市場主体発展のさらなる活性化に関する通知」（2021年6月公布））。当局に対

して経営範囲の拡大申請の迅速化を進めると共に、地方・当局の担当者によって対応にばらつきなどがないよう、引き続き要望する。

②違法行為者に対する取り締まり強化

卸売業者の一部はコンプライアンス意識が低く、ルールを守っている企業の競争力低下を招いている。例えば、1) 偽物を販売する業者や商品を不当に安く販売する業者が存在することでネット販売におけるサイトの信用度が失墜する事例、2) 過積載を前提とした料金を提示する業者が存在する事例、3) 発票を発行しない前提で税金分のコストを割引いた配達見積を提示する業者が存在する事例など。また卸売業者が「夜逃げ」し、取引先である日本の投資企業が、本来卸売業者が支払うべき増税の支払要求を関係当局から受けたケースがあった。健全な業界発展のために、関係当局による違法業者の取り締まり強化とトラブルに巻き込まれた企業への合理的な対応を要望する。

③小売業者との公平かつ健全な取引へのさらなる支援

優越的な地位を乱用した小売業者による不当な費用請求や小売業者側の販売不振による支払遅延、一方的な返品等の問題が継続して生じている。

「小売業者と供給業者の公平なる取引に関する管理弁法」（2006年10月公布）や「大型小売店の供給業者に対する違法徴収の是正措置」（2011年12月公布）などの法令・措置に基づき取り締まりが行われているが、不平等な商行為はなお続いている。瑕疵のない商品の一方的な返品の問題に加え、小売業者が返品税務手続に協力してくれずに卸売業者側で増税控除不能による損失が発生するケースが多くある。また不当返品を巡っては、小売業者が適正な出荷・受領の情報管理システムを導入していなかったことが原因のケースもあった。公平かつ健全な取引の浸透と業界の発展に向け、下記のような改善を関係当局・協会に要望する。

- ・諸外国の公正取引監督管理部門のように、統一的に管理し、日常的に相談ができる政府窓口の設置。
- ・実務に合わせて、引き続き関連法令を整備していく必要があると考える。また、不正取引が続いている原因は罰則が緩いということが考えられるため、経済発展レベルに伴って、常に適切な罰則を設定するように要望する。

④公平かつ透明な通行証発行基準の制定・運用、および共同配達に対する支援

都市部における小売店舗の増加に伴い、よりスマートな配達が求められるが、当局より通行証を取得する際に、当局担当者によっては会社の規模・交通渋滞・環境問題などを理由に通行証の発行を認めないなどのケースがある。また、運

送業者が通行規制に抵触した際、当該業者ではなく、荷主である日本の投資企業が関係当局から罰則を科されたケースもあった。通行証の発行や罰則の適用に関する公平かつ透明な基準を制定し運用していただくよう要望する。

2020年に続き、2021年も新型コロナウイルス感染症に関連した移動制限が行われたが、制限範囲、対象商品、対象外となる条件などを明確にしていただくよう要望する。

⑤低温物流発展のための人的支援

中国の生鮮品販売の拡大、消費者の安全意識の高まりへの対応、また農村振興の観点からも低温物流の発展加速が急がれる。低温倉庫・配送車両などハード面は整備されつつあるが、製造から販売までの各流通段階で温度管理が途切れる問題がある。ドライバーが燃費を気にして必要以上にエンジンを切る、小売店の受け入れ体制不備により長時間の荷卸し待ちが発生する、といった状況によるもの。については、各流通段階に求められている、低温商品の流通面における安全性確保、サービス高度化に応え得る専門知識・技術を有した人材育成、人材の認定などの人的支援制度の整備を要望する。また、2020年の新型コロナウイルス感染症では、輸入冷凍食品への対応が厳格化され、結果輸入冷凍食品の取り扱いに大きな影響が出ている。また、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、2021年も各地で輸入冷凍食品へのPCR検査、消毒が継続しており、結果輸入冷凍食品の取り扱いに大きな影響が出ている。どのようなところからウイルスが発見されているか、輸入元、商品、発見部位などの検査結果を公表し、企業が対応しやすくするよう要望する。地方政府によって運用が著しく異なることのないよう要望する。

⑥「不正競争防止法」の適切な運用および監督管理・取り締まり実施

2017年11月に「不正競争防止法」が施行後24年を経て初めて大幅に改正された。2019年4月に再改正された上、2022年3月には法解釈に関する通知が発表された。これらにより不正競争行為に対する処罰が加重され、これまで一部大手量販店チェーンや小売CVSチェーンにて商習慣化してきたリストティングフィーの撤廃や、インターネットサービス・通販プラットフォームの競合促進、自由化といった状況改善が期待される。また「不正競争防止法」による卸売業のサプライチェーン・マーチャンダイジングの強化・促進、健全な業界発展のために違法業者に対する取り締まりの強化・実施を要望する。